

重要なお知らせ 農地法関係の申請書等及び委任状の押印廃止について

石岡市農業委員会では、令和6年4月1日より、農地法関係の申請書等および代理人選任届（委任状）への押印を廃止しております。なお、各種手続書類において、関係者の意思確認又は申請者等の行為の正当性を担保するため、一部書類については、引き続き押印を求める書類もありますのでご注意願います。

押印の廃止にともない、各種手続きにおいて窓口に来る方の本人確認を行うとともに、委任する方の本人確認書類の写しが必要となります。

※ これまでどおり押印された申請書等を提出されても手続きに支障はありませんが、いずれの場合も本人確認書類は必要となります。

● 押印廃止の申請書等

農地法第3条許可申請書および同条の3の届出書 / 農地法第4条許可申請書および同条届出書 / 農地法第5条許可申請書および同条届出書 / 農地改良協議書 / 買受適格証明願 / 許可申請取下願 / 農地法の許可証明願 / 届出受理の証明願 / 取り消されていないことの証明願 / 現況確認証明願 / 農業を営む者の証明 / 相続税の納税猶予に関する適格者証明 / 代理人選任届（委任状） / 証明書交付申請書 等

● 押印廃止後の申請書等の氏名等の記載

○上記の申請書等の氏名の記入は、**原則、自筆署名**となります。

ただし、法人による申請書等は社判または記名でも可としますが、押印が必要となります。

● 受任者（窓口に来る人）の本人確認書類

新たに必要です

■ 本人による申請書等の提出

本人が申請書等を提出する場合は、本人確認書類の提示をお願いします。

■ 代理人による申請書等の提出

代理人が申請書等を提出する場合は、代理人の本人確認書類の提示及び委任者の本人確認書類の写しの提出をお願いします。

● 本人確認書類について

新たに必要です

■ 1点のみで確認がとれるもの

顔写真入りの公的証明書が提示される場合は、1点のみで確認します。

マイナンバーカード / 運転免許証（両面の写し） / パスポート / 在留カード又は特別永住者証明書（両面の写し） / 障害者手帳 等

■ 2点以上の確認が必要なもの

健康保険の被保険者証 / 後期高齢者医療保険者証 / 介護保険被保険者証 / 年金手帳 等

※有効期限が定められている場合は、期限内のものでお願いします。